

福岡県HACCP推進アドバイザー派遣事業実施要領

福岡県HACCP推進アドバイザー派遣事業の実施に関しては、福岡県HACCP推進アドバイザー派遣事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（アドバイザーの登録・更新）

- 第1条 アドバイザーの登録は、県が指名した者が、「福岡県HACCP推進アドバイザー登録票」（様式第1）を県に提出することにより行う。
- 2 県は、登録したアドバイザーの名簿を作成し、県ホームページ等により公開するものとする。
- 3 アドバイザーの登録期限は事業年度末までとし、県は年度ごとに登録の更新を行うものとする。

（派遣申請方法）

- 第2条 アドバイザーによる助言等を希望する事業者は、「福岡県HACCPアドバイザー派遣申請書」（様式第2）を、事業施設を管轄する保健福祉（環境）事務所（以下、「保健所」という。）を経由して県に提出するものとする。

（アドバイザーの選定）

- 第3条 事業者は、前条の申請にあたり、登録されたアドバイザーの中からアドバイザーを指名することができる。
- 2 事業者にアドバイザーについての知見が無い場合には、県は登録されているアドバイザーの中から適当と思われるアドバイザーを紹介することとする。
- 3 原則、派遣するアドバイザーは一事業者あたり1名を選定するものとする。

（派遣の決定）

- 第4条 県は、事業者から派遣申請を受けた場合は、次の各号について審査し、アドバイザーの派遣状況等を加味したうえで派遣の可否を決定し、その結果を、保健所を経由して派遣申請した事業者に通知するものとする。
- (1) 要綱第3条に定める対象要件を満たす事業者、事業施設であること
- (2) 申請者のHACCP導入状況及び本事業の趣旨等から総合的に判断し、アドバイザー派遣の優先順位が高いと判断されること
- 2 県は、派遣を決定したアドバイザーに対し、派遣申請のあった事業者の求める支援内容に応じて適切な助言等による支援を行うよう依頼するものとする。なお、要綱第5条第2項ただし書きの規定により、派遣申請の翌年度に継続して派遣を行う場合、県はアドバイザーに対し、新たな事業年度における支援の依頼を行うものとする。

（アドバイザーの派遣）

第5条 派遣先事業者は、アドバイザーを受け入れるにあたり、日程その他必要な事項をアドバイザーと打ち合わせることとする。

2 アドバイザーは、派遣日程が決定次第、速やかに県に報告することとする。

(決定事項の変更及び中止)

第6条 派遣先事業者は、アドバイザー派遣の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、ただちに県に対し、報告しなければならない。

(実地調査)

第7条 保健所食品衛生監視員は、必要に応じ、派遣先事業者に赴き、アドバイザーの助言等及び事業の実施が適切に行われているか調査することができる。

2 派遣先事業者及びアドバイザーは、派遣事業に関して保健所食品衛生監視員から報告等の求めがあったとき、又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(報告書の提出)

第8条 派遣されたアドバイザーは、本事業に係る助言等が完了した時又は一事業年度の助言等が終了した時は、速やかに「HACCP推進アドバイザー業務報告書」(様式第3)を県に提出しなければならない。

2 派遣先事業者は、本事業に係る助言等が完了した時は、速やかに「HACCP推進アドバイザー派遣受入報告書」(様式第4)を保健所を経由して県に提出しなければならない。

(アドバイザー派遣費用)

第9条 県は、前条の報告があった後、アドバイザーに対し、別表に掲げる派遣料を遅延なく支払うものとする。

(アドバイザーの登録事項の変更)

第10条 アドバイザーは、登録事項に変更が生じた場合は、「登録事項変更届出書」(様式第5)を県に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月30日から施行し、改正後の福岡県HACCP推進アドバイザー派遣事業実施要領の規定は、平成31年度までの事業について適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、改正後の福岡県HACCP推進アドバイザー派遣事業実施要領の規定は、平成32年度までの事業について適用する。